

生産緑地地区の追加指定について

流山市都市計画課

1. 概要

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものです。

生産緑地地区では、農地等として維持するため建築物の建築等の行為が規制されます。なお、生産緑地の指定から指定後30年経過後又は主たる従事者の死亡等の場合に農地所有者が市町村長に対し買取りを申し出ることができます。

流山市では、生産緑地法等の条件に該当し、市の定める基準に適合する優良な農地等について、農地所有者の意向把握に基づき生産緑地として追加指定します。

2. 生産緑地地区への追加指定が可能な農地等

「生産緑地地区の追加指定に関する流山市の基本方針及び指定基準」に適合する農地等 ※裏面「6. 参考」以降を参照

3. 追加指定の申請

生産緑地地区の追加指定を希望する方(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類により、流山市都市計画課へ申請してください。

- (1) 流山市生産緑地地区追加指定申請書(様式第1号)
- (2) 流山市生産緑地地区営農概要書(様式第2号)
- (3) 流山市生産緑地地区追加指定隣地同意書(様式第3号。裏面6. 参考②-2の要件に該当する場合に限る。既存の生産緑地所有者が記載してください。)
- (4) 位置図(追加指定を希望する農地の位置が分かるもので、区域を赤く囲ってください。)
- (5) 登記事項証明書(3か月以内のもの)
- (6) 公図写し(3か月以内のもの。区域を赤く囲ってください。)
- (7) 測量図(一部指定の場合)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

4. 追加指定についての通知

追加指定の申請をいただいた農地等については、指定基準に基づきその内容を審査し、追加指定に係る採用又は不採用について、改めて申請者に通知します。

5. 同意書

追加指定についての通知において採用となった農地等については、生産緑地法第3条第3項の規定に基づく同意が必要なことから、流山市生産緑地地区追加指定同意書（様式第5号）を提出してください。

この同意書については、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

6. 参考

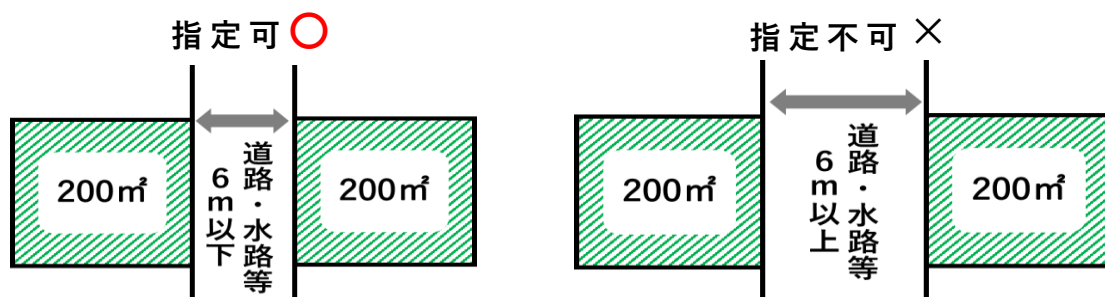
新規で申請いただけるのはおおむね以下①～④を全て満たす農地等です。

- ① 市街化区域内の農地であること。
- ② 一団の農地の面積が300㎡以上であること。
 - ②-1 申請対象地が300㎡以上の農地
 - ②-2 申請対象地が追加指定されることで既存の生産緑地地区の整形化または一団化が図られ、合計で300㎡以上となる農地（※一団の考え方については、【例示】を参照）
- ③ 農業の継続が可能であること。
- ④ 建築基準法に基づく道路に、2m以上接していること。

※詳細については都市計画課へお問い合わせください

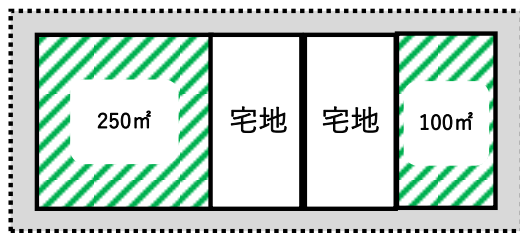
【例示】

原則として6m以下の道路、水路等が介在する場合、又は一体として緑地機能を果たすと認められる場合は一団の農地として指定できます。



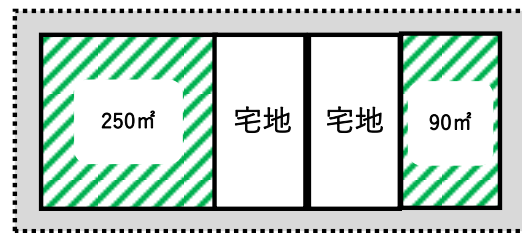
物理的な一体性を有していない場合であっても、稠密な市街地において、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすと認められるもので、かつ、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積が100㎡以上であれば、一団の農地等として指定できる場合があります。詳細な状況を踏まえ、市都市計画課にて個別判断しますので、ご相談ください。

指定可 ○



同一街区

指定不可 ×



同一街区